

## 第13回青森県環境審議会

日 時：平成23年2月15日（火）

午後1時30分～午後4時

場 所：青森国際ホテル5階「芙蓉の間」

（司会）

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課低炭素社会推進グループマネージャーの澤田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席となっております。本日は全委員33名中22名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

出席者につきましては、別紙名簿をご覧ください。

なお、出席者名簿18番の橋本委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、蝦名副知事からご挨拶を申し上げます。

（蝦名副知事）

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、環境行政はじめ、県政万般にわたりまして様々なご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

今年、1月に雪が連続で降りまして、私共も雪かきに汗を流しておりましたところ、宮崎県と鹿児島県の間にある新燃岳が爆発いたしまして、これが毎日のように灰を降らせていますので、それに比べるとまだいい方ということになります。

先日、八甲田ロープウェイ株式会社の社長である柳谷さんに、最近の入り込みはどうかと聞きましたところ、スキー客は若干落ち込んでいるが、八甲田山の樹氷を観にくる方が実に5,000人も来ているそうでございます。この樹氷に関しましては、以前イタリアのミラノ北部の都市から来たITERの研究者が、確か昨年2月の一番寒い時期に再び参りまして、八甲田は素晴らしいと。こんなスキー場は世界にもないのではないかという高い評価をいただきました。

青森県は素晴らしい環境に恵まれていると思います。雪が大変でございますが、雪というのは、水を作るわけございまして、その水が、雪の場合は少しずつ解けていきますから、それが地下に潜り込んで伏流水になって、そして蘇ってくる。それが青森県のお酒をはじめ、様々な素晴らしい農林水産物を作っているということになります。

また、陸奥湾のホタテは、全国一甘い本当に美味しいホタテでございます。これもこの雪の恩恵ではないかと思うわけでございますが、昨年は、高温が続いたため、多くのホタテが異常へい死してしまいました。現在、一生懸命、その再建に取り組んでいるところであります。

さて、今、地球温暖化が進んでいるために様々な問題が起きています。青森県はりんごの生産量日本一、品質は世界一だと思いますが、地球温暖化により温度が高くなった時に、本当にりんごを作ることができるのか。海の温度が2度上がると、そこに棲む魚類だとか水産物が大きく変わってしまうということも検討していかなければならない。これからは、桃の作付けについても検討していかなければならない。

りんごは、世界一のりんごを作ることが出来るようになりましたが、桃を作るとなると、病害虫の関係もあるわけでございます。天候の異変というものは、農業にも、そして様々なものにも大変な影響を与えますので、環境を守っていくということは、極めて重要だということを改めて感じています。

環境審議会においては、様々な分野で環境を守るための様々な御提言をいただいております。これを我々も真摯に受け止めながら、これから環境行政を進めていきたいと考えているところであります。

さて、本日は、低炭素・循環型社会の形成に向けて重要となる「青森県地球温暖化対策推進計画」や「第2次青森県循環型社会形成推進計画」さらには、貴重な水資源を保全するための「平成23年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」についてご審議いただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

(司会)

本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元でございます配付資料一覧をご覧ください。

資料につきましては、資料1から資料12までございます。

このうち、本日配付いたします資料5 - 2、資料6 - 2、資料7 - 2、資料11そして12でございます。

過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の議事進行は藤田会長にお願いいたします。

藤田会長、よろしく申し上げます。

(藤田会長)

藤田でございます。

今日の議事、よろしくお願ひいたします。

先ほど、蝦名副知事からのお話にもありましたように、青森県は自然が凄く豊かな所でして、また、雪につきましては、特に青森市内は 30 万を超える人口の都市でありながら、半年近く雪の中に入るといふようなことは、世界的に見てもここだけということでありませぬ。

また、雪といふのは様々な恩恵を与えてくださいますので、特に保温効果といったようなこともありますし、エネルギーをいろいろ、例えば、夏のクーラー代わりをするほか、野菜や果物の貯蔵にも使われております。

また、スキー場については、今は南の方のスキー場で雪が足りなくて、人工降雪機に頼っているところが日本中多くなっていますので、青森はとて希少価値が出てきているかと思ひます。

今日は温暖化対策、その他につきまして、皆様のご協力によりまして、短い時間ですが、議事を進めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従ひまして議事に入らせていただきますが。

まず、議事録署名者を指名させていただきます。

署名者は、猪瀬委員と小田委員にお願ひします。

それでは、まず本日の諮問案件 4 件について、諮問書をお受けしたいと思ひます。

(蝦名副知事)

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

一つ、青森県地球温暖化対策推進計画(案)について

諮問理由

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に基づく青森県地球温暖化対策推進計画を策定したいので、これについて意見を求めるものであります。

二つ、第 2 次青森県循環型社会形成推進計画(案)について。

諮問理由

循環型社会形成推進基本法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく第 2 次青森県循環型社会形成推進計画を策定したいので、これについて意見を求めるものであります。

三つ、平成 23 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について。

諮問理由

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 23 年度公共用水域の水質の測定に関する計画を策定したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき、これについて意見を求めるものであります。

四つ、平成 23 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について。

諮問理由

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 23 年度地下水の水質の測定に関する計画を策定したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき、これについて意見を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

（藤田会長）

ただ今、諮問書を受け取りましたので、早速、本日の議事に入りますが、副知事は所用のためここで退席ということになっておりますので、委員の皆様にお知らせいたします。

（蝦名副知事）

よろしくお願いいたします。

（藤田会長）

それでは、次第に従いまして審議を進めて参ります。

諮問案件の 1 「青森県地球温暖化対策推進計画（案）」でございますが、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

（北沢環境政策課長）

本日はよろしくお願いいたします。環境政策課長の北沢でございます。

それでは、お手元の資料 2 をご覧ください。

前回の審議会におきまして、青森県地球温暖化対策推進計画（案）についてご説明を申し上げたところでございますが、その際に 2 点のご意見をいただいておりますので、それに対する対応方針等を資料 2 に取りまとめさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。

まず、一つ目、山下委員からのご意見でございます。

資料 1 計画本文 41 ページのプロジェクト 2 「低炭素型農林水産業推進プロジェクト」、プロジェクト 3 「青い森の森林吸収プロジェクト」に関しまして、農林水産業の経営等が苦しい状況の中で、農家としてはさらに地球温暖化対策を迫られても厳しいことから、農林水産業に係る施策、対策を推進していく前提として、本県の農林水産業を持続させ、そして維持していくという県の姿勢を明確にすべきであるといった趣旨の御意見をいただいております。

これにつきましては、資料2の右側の対応方針に県の考え方を記載しておりますので、読ませていただきますと、

世界の食料需給がひっ迫する中、我が国の食料需給率は40%程度で多くの食料を海外からの輸入に頼っていますが、本県は、夏季冷涼な気象条件や土壌、豊かな漁場に恵まれており、全国でも有数の食料供給県となっています。

ちなみに、本県の食料需給率は、平成20年度で121%、全国4位でございます。

こうした状況を踏まえまして、県では農林水産業をはじめとする「食」産業を比較優位産業の一つとして位置付け、農林水産業については、消費者起点に立った販売重視の「攻めの農林水産業」を展開しており、「青森力の結集による販売活動の強化」、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」、「山・川・海をつなぐ『水循環システム』の再生保全」、「農林漁業を支える多様な経営体の育成」、「魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信」、「農商工連携による産業づくり」に取り組んでいます。

また、特に農林水産業をはじめとする地域産業や県民生活の基盤である「水」の健全な循環を保つため、地場の資源、技術、人財の活用を図るなど、いわゆる「環境公共」を提唱し、農林水産業の基盤づくりに積極的に取り組んでいます。

計画に掲げる施策の推進に当たりましては、こうした取り組みを前提として、これらと整合性を図りながら、温室効果ガス排出量の削減や森林吸収源の維持・拡大、そしてエネルギーコストの削減、農産品の消費拡大等産業の活性化につながるという視点に配慮して参りたいと考えております。

こうした県の考え方につきましては、次の“なお”以下にございますとおり、計画本文の17ページの2の(2)におきまして、プロジェクト2及び3の前提となる本県の地域ポテンシャルと併せて、県の姿勢と取組について記述しており、消費者が求める安全・安心で優れた農林水産物やその加工品を生産し、強力に売り込んでいく販売重視の攻めの農林水産業を展開している旨を明らかにしているところでございます。

さらに、今回のご意見を踏まえまして、41ページ以降に記載されておりますプロジェクト2及び3の概要部分になりますが、ここの2段目の「本プロジェクトでは」とある所の後に続けまして、「本県における攻めの農林水産業や環境公共など、持続可能な農林水産業の推進に向けた取組と併せつつ、」という文言を追加させていただきました。

また、この環境公共という言葉については、分かり難い言葉でございますので、用語解説を加えさせていただいております。

続きまして、2つ目の飯委員からのご意見でございます。

これは、計画本文82ページの計画策定に係る県民・事業者意識等実態調査についてのご意見でございます。

内容は、「環境問題に対する関心や公共交通機関利用状況などについて、年代や地域で回答の傾向に違いがあるとすれば、それに応じた対策が必要である。

アンケート結果について、年代別、性別、地域別等の回答者属性ごとの結果など、細分

化した内容を示すことができれば、より有意義なものになると考える。」というご意見をいただきました。

これにつきましては、右側にございますとおり、本計画策定にあたりアンケート調査の結果につきましては、県全体の傾向を把握することに主眼をおいたため、一部項目を除いて年代・性別等の属性別の集計分析までは行っておりませんでした。

ただし、このアンケート調査では性別・年齢・住宅の種類などの回答者属性についても把握は出来ておりますので、今後、この計画に基づいて具体的な施策を展開していく中で、この属性別の集計・分析をさらに詳細に行い、その調査結果を有効に活用しながら、きめ細かな取組や施策の展開につなげて参りたいと考えております。

以上、ご意見とそれに対する対応方針案でございました。

この内容と計画本体の修正案につきましては、委員の皆様事前に送付いたしまして、さらにご意見を照会させていただいておりますが、新たなご意見等はございませんでした。

それから、並行して実施しておりましたパブリックコメントについても、特段の意見が無かったということをお併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

地球温暖化問題というのは、分かり難いといいますが、凄く大きな話なものですから、それを具体的にイメージし難いかもしれませんが、20世紀で日本がどのくらい温暖化したのかというと、環境省の調査では、地表面で約1℃気温が上がったとのことでした。

地球全体で見ますと、例えば、成層圏なんかですと、逆に気温が下がったといったことも環境白書には出ておりますので、付け加えさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今のご説明に対しまして、また今回をもちまして、地球温暖化対策推進計画の審議を終えますので、なんでも結構ですので、ご意見等がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(山下委員)

二つの計画をもう一度全部読みまして、気になった点を申し上げたいと思っております。

それは、パートナーシップについて書き込まれている所なんですけど、この計画では63ページに図がありまして、62ページにその説明があります。

次に審議する循環型社会形成推進計画では、61ページになります。この計画では、パートナーシップについて踏み込んで書かれている印象があって安心していたのですが、温暖化対策推進計画では、県民との関わりでいうと、県民は県民運動推進会議に参加することになっているんですけど、この63ページの書き方というのは、県が地球温暖化対策の中身を

作って、それを県民運動推進会議でやらせるような形の、凄く一方向的な感じの印象を受ける書き方になっています。ここでは、パートナーシップを意図しているんだと思うんですが、そのあたりが明確ではないことから、明確である必要があるのではないかと非常に強く思うわけです。

本日の報告案件の県境産廃についても、昨今の報道の仕方を見ていると、非常に情報が一方向的にかなり誤解を払いながら流されているような感じがして、県から聞いた情報や地元で聞く話とは随分違うようなことが報道されていたりして、何とというか、環境行政に関わる情報の流れ方に非常に問題を感じているところです。

そういう意味で、地球温暖化や循環型社会の形成ということに関しましても、出来るだけ県民に正確かつ様々な情報が自由に流れて、そしてそこで県民の間でもちゃんと討議できる場所というものが重要だと思いますが、そういう意味で、温暖化対策推進計画に関しては、パートナーシップの構築について、あまり十分でないのではないかとこのことを感じました。対応していただけるかどうか、時間的にどうなのか分かりませんが。

青森県の今の環境行政に関わる情報の流れとか、県民の間でのいろんな認識や意思決定といったようなところに凄く、問題を感じているところですので、敢えてお話をさせていただきました。

(藤田会長)

どうぞ、お願いします。

(北沢課長)

ご指摘、どうもありがとうございます。

循環計画に比べて、温暖化対策推進計画のパートナーシップに関する部分が十分ではないのではというご指摘でございました。

これにつきましては、本計画を進めていくための10のプロジェクトをもって進めていくということでご説明申し上げていたところでございますが、プロジェクトの10番、59ページになりますが、ここでは県民総参加型の「もったいない・あおもり県民運動」推進プロジェクトを掲げまして、今、おっしゃったような部分を進めていきたいと考えております。

概要に書かれておりますとおり、本県の二酸化炭素排出量は産業、民生業務部門、民生家庭部門及び運輸といった主要部門でいずれも基準年度より増加しており、行政・県民・事業者等、それぞれの主体の取組を促進していくことが必要です。

本プロジェクトでは、あらゆる主体の協働・連携による推進体制を構築し、低炭素社会づくりに向けた取組を県民運動として展開することにより、全県的な取組推進を図りますということで、まず1つは、その下ですが、具体的な取組みといたしまして、あらゆる主体の連携・協働による推進体制の構築とございますが、これでは、今まで循環型社会形成に向けた3Rの推進のためにという目的で、「もったいない・あおもり県民運動」という運

動を展開しております、その推進母体である推進会議というものを作っております。この取組に新たに3Rだけでなく、地球温暖化対策につきましても、この県民運動に加えることといたしまして、この3Rと一体的に県民運動を進めていく体制を構築したいと考えております。

このために、まずこの計画を作る際に協議会に諮りながら計画を作ってきたわけですが、事前に一緒に連携していくための下地といたしまして、計画の中に3つの部会を作りまして、それぞれ事業者あるいは県民等の代表される団体に計画策定の段階で事前に参入していただいて、いろいろ提言をいただいたという経緯がございます。

そういった団体、人達をこの「もったいない・あおり県民運動」の推進会議の中に、計画の実行という部分でも一緒に進めて参りたいということを考えております。

それから、2つ目として、低炭素型社会づくりに向けた県民運動の展開ということで、今申しあげました「もったいない・あおり県民運動」の推進会議をプラットフォームといたしまして、今、北東北、各県と連携で進めているクールビズ等のキャンペーンや県民・事業者に対する普及啓発活動など、低炭素社会を構築するための様々な施策については県民運動という形で広く展開して参りたいと考えております。

今までは、3Rの取組が先行している部分がございますので、そういった組織等も利用しながら進めて参りたいと思っております。

温暖化対策推進計画では、各所に連携するための様々な仕組みづくりなどを書かせていただきました。例えば、33ページには、「目指す将来像に向けた取組」のために、各主体がそれぞれ連携協働していくことが重要ということで、「県、市町村、県民、事業者・各種団体」のそれぞれの役割等を書かせていただきまして、このような連携を図っていききたいと考えております。

特に、事業者・各種団体等の役割につきましては、温暖化対策への関心と理解を深めつつ、事業活動における環境配慮行動の計画的な実践に努めていただくほか、環境教育、環境学習や環境保全・温暖化防止対策など、地域における取組への積極的な参加・協力や、行政や民間団体との連携に努めますと書かせていただいておりますが、それぞれ施策の中に事業者、団体、県民等が参入出来るような仕組みを作りながら進めて参りたいということで考えております。

(藤田会長)

お分かりでしょうか。

個別に様々書かれているということで、63ページだけではないということでした。

よろしいですか。

(山下委員)

かなり一方向的な情報の流れを想定せざるを得ないような書き方になっているという印

象を非常に受ける次第です。

これを言い始めると何なんですが、要するに地球温暖化が本当に起こっているかどうかということについても、本当にそうなんだという研究者と、全くそうではないという考え方をする研究者もいますので、最終的には、いろんな形でデータや情報を提示しながら、県民の間でいろいろと考えて進めていくという姿勢が、基本的には必要なんだと思うんです。別にそれは、地球温暖化問題だけに限らず、あらゆる環境政策がそうだと思うんですが。

この計画の書き方だと、こちらの知りたい情報が出てこないと思えるような書き方になっている気がします。循環型社会形成推進計画では、かなり配慮したような書き方になっているという印象を受けたということです。ほかの委員の方がどう思われたかよく分かりませんが、私はそういう印象を受けたということです。

(藤田会長)

それでは、ほかの委員の方々、何かご意見がありましたらお願いいたします。

地球温暖化というのは、先ほども言いましたように 20 世紀で 1 ぐらい気温が上昇したことや、人間が化石燃料を使ったことが理由だということは、はっきりしていると考えて議論していただかないと、それから先に進めません。

(北沢課長)

先ほど、副知事の挨拶でも触れておりました、今、藤田会長からも前提となる部分がどうなのかと。地球温暖化対策を推進していく前提として、山下委員からもございましたが、地球温暖化が及ぼす影響というものをよく理解して、これを踏まえて対策を推進することが大切だと考えております。

前回の審議会での説明では、その部分がよく伝わっていなかったというご指摘もいただいておりますので、当計画案の中で記述しております地球温暖化が及ぼす影響について、若干説明させていただきたいと思っております。

(藤田会長)

よろしく申し上げます。

(北沢課長)

それでは、計画本文の 8 ページをご覧ください。

冒頭でございます IPCC と申しますのは、注釈がございますとおり、地球温暖化に関する最新の知見をまとめている国際的な組織でございますが、この IPCC の報告書によりますと、地球が温暖化していることは明白であり、その原因は人の活動により発生する温室効果ガスの増加であるとほぼ断定されております。

温室効果ガスがこれまでの傾向で増え続けた場合、気温の上昇による様々な深刻な影響が地球規模で懸念されております。

具体的には、この中ほどの表3 - 1にございますが、現在、表れている影響につきましては、海面水位の上昇や氷河等の減少、異常気象による災害の発生などがあり、これは皆様ご承知のとおり、世界各地で異常現象が頻繁に報道されているというところでございます。

また、今後の影響につきましては、水不足や健康被害なども加わり、より深刻なものとなることが懸念されております。

次のページに参りまして、これは日本国内においてのことになりますが、図3 - 4にございますとおり、平均気温の上昇が国内でも見られておりまして、その結果、表3 - 3にございますとおり、様々な影響が出てきております。表の左側がこれまでに観測された影響で、右側が将来予測される影響でございますが、国民の安全、健康、経済的な豊かさ、快適性など、様々な側面に及ぶ影響が現に観測されておりまして、私達の生活にも大きな影響があるということで確認出来るのではないかと思います。

また、その下のコラムでは、皆様の記憶にも新しい昨年の夏の記録的な猛暑についてご紹介しております。

それから次の11ページでございますが、気象庁のデータによりますと、本県の年平均気温も世界と同様、上昇傾向であることが確認されております。

温暖化による日本への影響は、もちろんそのまま本県への影響ともなっておりまして、三方海に囲まれた美しい海岸線、あるいは世界最大級のブナの原生林などを有する世界遺産の白神山地といったものをはじめとした豊かで美しい自然への影響が懸念されるほか、本県の主要産業である農林水産業への影響、台風の強大化や豪雨の頻発などによる災害被害の増加、熱中症、感染症、大気汚染リスクの増加、農作物価格の上昇、それから冷暖房による家計支出の増加等々、我々の非常に身近な部分でも影響が懸念されております。

また、注釈、印の1で紹介しておりますとおり、将来的には、東北地方の平野部のほぼ全域がりんご生産適地の範囲外になるということも懸念され、また白神山地のブナ林が消滅するのではないかとというようなデータも示されております。

以上、申し上げましたような温暖化の現状と影響を踏まえまして、最終段落にございますとおり、地球温暖化の進行や化石エネルギーへの過度の依存は地球規模での課題であるとともに、私達の生活に直接的に影響を及ぼす地域のリスクでもありますので、このリスク回避といった観点も踏まえて、温暖化対策を早急に進める必要があるということで、今回、この25%削減ということを目指した計画を作成しているというところでございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

かなり具体的にご説明いただいたわけですが、よろしいでしょうか。

原案どおりで認めたいと思いますが。

(山下委員)

私、社会学者ですので、これは専門ではありませんから、どちらが正しいかということは、私としては判断つきかねます。

今、すう勢としては、説明いただいたような形で大体認識が一致しつつあるということは事実だと思います。ただし、こういう問題に関しては、新しく出てきたデータによって、また状況が書き換えられる可能性もありますし、5年経ち、10年経ちという中で、毎年状況は変わっていきますので、常にモニタリングが必要な問題だと考えています。

例えば、今言われた認識というものも、5年前であればどうだったかということ、ここまでこういう形での認識はなかったと思うんです。他方で、5年後も同じような認識で良いかどうかということは、また変化しうる問題であり、そういった意味で、ある時点に立って計画を立てる時に、何かの目標を考える場合に、今ある情報でこういう形で、こういう目標でいきましょうということは問題ないと思うんです。ただし、それをあたかも決められた前提の事実であるかのように取り扱っていくとなると、環境行政は非常に問題をはらんでいますので、凄く小さなことかも分かりませんが、循環型社会形成推進計画ではある程度書いてあると思うんです。人財育成、活動を通じたパートナーシップを構築し、そして交流機会を提供して情報交換を図っていくと。そして、ネックとなっているデータそのものについても、場合によっては民間や様々な所からいろんな意見が出てくる可能性もあるし、もっと言えば、具体的に何をするかという時に、先ほどの農業もそうですが、それから、交通対策などの絡みでもそうですが、Aという方法をとるべきだという形でここで最初に決めたにも関わらず、やってみると本当はあまり効果がないとか、逆効果であるというようなことは平気で出てくる分野だと思うんです。

ですから、やり方については議論をオープンにしていく必要があって、今のこの印象だと、こういう方向なんだから、県民はそれに向けて従わなくてはいけないみたいな印象を持たれかねないような感じがあります。

特に、先ほど挙げられたところが、逆にそうやって挙げられてしまうと非常に気になるんですが、プロジェクトの10についても、県民はある方向に向けて一致協力するべきだということだけは、強調されているような気がして。協力してもらうのは構わないと思うし、そういうふうにあるべきだとは思いますが、その過程の中で様々な情報交換や人財育成とか、いろいろと議論を積み重ねてよりよい地球温暖化対策の県民としての対策に取り組んでいましょうというような方向で書かなきゃいけない問題だと思ったんです。

環境審議会の委員の方々を見ると、パートナーシップに関して配慮される方々が集まっているので、何か書き方が逆のような感じがするので、私の印象だけかと思うんですが、そういう印象を受けてしまったので、文言を書き換えられる所があれば本当は書き換えてほしいという気がした次第です。

ほかの委員の方々が、これについてどういうふうと考えられたかは分からないんですが、そういう意味合いです。

(藤田会長)

はい、どうぞ。

(西澤委員)

西澤と申します。

私も前回の会議におきまして、普及促進活動の県の資料によりますと、不足なんじゃないかという意味合いで質問書を出しました。

今の山下委員のご意見に、私はどちらかという非常に賛同する部分が大いわけです。

というのは、私はNPO法人アセットという団体に属してまして、いわゆる自然エネルギーの普及促進を主に活動している団体なんですけど、実際、県民の皆様を対象としたセミナーやイベントを実施してみますと、対象者によりまして、非常に温度差があり過ぎるんですね。今、ここにこうしてお集まりの皆さんは、当然、環境保護なり自然エネルギーに対して非常に関心の強い方々ばかりですので、何も問題は感じないと思うんですが。

例えば、県でこういう推進体制をしましょう。もったいない運動をやりましょう。エコドライブの説明会をやりましょうと。そういうことでセミナーを実施したとしても、当然、集まる方々は、当初から関心の高い人ばかり集まるものですから、その方々は益々関心が積めると思うんですね。

ところが、一般の方々は、そういうものすら、あるものすら知らない。当然、関心も低いわけです。

従いまして、33ページにあるように、めざす将来像に向けた取組ということで、県民の皆様には、行政や事業者、各種団体等が行う環境保全、温暖化防止活動や支援等の積極的な参加・協力を努めますというものの、これは当然、関心がなければ、そこまでは当然行き渡らないわけですね。

今後、県では、うちエコ診断士とか、環境省であれば環境コンシェルジュとかを積極的に進めながら家庭部門のCO2削減ということに取組むようなんですが、一般家庭を預かる主婦等が、こういう関心を持たなければ、うちエコ診断士等も受け入れられるはずもないことだと思います。そういうことから申しまして、普及促進活動をどのターゲットに向けて進めていくのかということが、私は一つ大きな問題点ではないかと思えます。

(藤田会長)

はい、どうぞ。

(針生委員)

針生です。

あくまでも、これは基本計画でございまして、4ページにございまして、期間を平成23年、2011年から2022年までの10年間とすると。その途中におきまして、何か問題が起きれば2015年、平成27年度を目処に内容の見直しを行うこととしていると明記されております。

その前にもいろんな問題が出てきた場合は、やはり途中で、見直しをすることも必要かと思っております。

この計画は、県の様々な専門の方々、また部門では、様々な分野のプロフェッショナルな方達が何度も議論を重ねて策定したものでございまして、私はこの内容で良いと思っております。

実施にあたりましては、県の機関がさらに具体的なきめ細やかな推進体制をなさるはずでございまして、やはりそれを私共は見守っていく必要があるかと思っております。

計画につきましては、あくまでも完全な計画というのは、まずございませぬので、計画は尊重して、一部の文字の修正とかはございましたが、私はしっかりした計画が示されたものだと思っております。

以上です。

(藤田会長)

ありがとうございました。

北沢課長。

(北沢課長)

説明不足の部分があったかと思っておりますので、もう一度「もたない・あおもり県民運動」について説明させていただきます。

まず、「もたない・あおもり県民運動」というのは、県民運動として、要は住民連携、事業者等、全ての主体と連携をとるための場として、県民が全部参加して取り組んでいきたいと思いますという趣旨で作っている団体組織でございまして。実際に、この計画は、様々な団体の方から意見をいただいて作って参りましたが、この県民運動の推進会議でも、部会を作り、具体的に施策を進めたり、キャンペーンをする際に、意見をいただいた上で会議のメンバーである、例えば消費者団体の方、あるいはNPO法人の方々とは相談しながら、どうやって進めていくのかということをお話し合いながら進めていくということにございまして、決して県が一方的に上意下達で実施するという性格のものではないということをご理解いただければと思っております。

それから、進行管理についての記述も分かり難いかもしれませんが、PDCAサイクルによる取組の改善と書いてございまして、皆様の意見を踏まえて、修正すべき所は修正して進めていくということをお考えしております。

(藤田会長)

先ほどのお話にもあったんですが、例えば、関心がある人ばかりが集まってやったんじゃないかというようなことでしたが、やはり、関心がある人を先頭にやっていかないと、こういう計画は詰められないものですから、そして詰められたものを一般の方々にこういう計画書が出来ましたということで配布するとか、お示しすることで協力を願っていくというのは、致し方ない方法ではないかと思います。

それで、時間が大幅に過ぎておりますので、この案で了解をしていただくか、もしくは、具体的な代替案を示していただいて、それについて議論をするということで対応していきたいと思いますが。

いかがですか。よろしいですか。

先ほど、針生委員が言われたように、5年後に場合によっては見直すということもありますし、それから北沢課長からのお話のように、今後、県民の方々の意見を入れて進めていくということで、ご理解いただきたいんですが。

(山下委員)

私が言い始めたことですので、具体的にどういう対応があり得るのかということだけ、一応申し上げます。

この中に刷り込ませるのは難しい部分もあるんですが、プロジェクトの10というのが、そういうものに対応していくということになるのであれば、具体的な取組みのないし、の中にでもいいんですが、は推進体制の構築ですから、に広く県民に様々な形での情報公開や学習機会の提供等をしていきます、という形での文言があればと。

単純に言うと、要するに「もったいない」というのは、私、社会学ですが、多分、社会学でいうと、滋賀県知事の嘉田さんが言い始めたことだと思うんですが、「もったいない」という言葉も、諸刃の剣の所があって、良い言葉なのかどうか、今、問題にはなっていると思うんですが。「もったいない」ということの以前に青森県の温暖化の現状とか、それぞれの対策の具体的な効果みたいなことを情報公開して、それを勉強できるような機会というものが、討議できるような機会というものが必要だと思ひまして、これから事業を推進していくにあたって、例えば、「もったいない・あおもり県民運動」、まだ具体的にどういふふうに進めるか分からないということでしたが、パッとイメージ出来るのは、ポスターを作ったり、キャンペーンを張ったりというふうなことだと思うんですが。そういった進めていくという横側に、私も今までいろんな環境公共の形でいろんなシンポジウムとかいろいろやりましたが、原点に返って、そもそも温暖化って一体何なのか。そのために県民の役割とか、企業の役割って一体どういふことなのか。そういったようなことを様々な識者の話を聞きながら、勉強して、人材づくりをして、情報共有していくということが、ベースになればいけないことだと思うんです。そのあたりがプロジェクト6を見てもパ

ッと書き込まれているような感じがしないので、出来ればそういう形で書き込んだ上で、そういう事業を是非、展開していただきたいということです。

書き込めるかどうかは事務局で判断していただければと思います。

(藤田会長)

どうぞ。

(菊地環境政策課課長代理)

課長代理をしております菊地と申します。

山下委員からのご意見で、環境教育の取組といったようなお話もございました。環境教育も含めて、温暖化対策というものは、全ての主体が主体的に取組んでいくということなくして、温室効果ガス、特にCO<sub>2</sub>の削減ということはありません。

特に、今、委員が言われました環境教育への取組や普及といった部分では、51ページのプロジェクト6に、人財を活用した環境教育の推進という中で、県民、もちろん行政としての県もございませし、NPOもございませし、そういった地域を構成する主体がそれぞれの立場で取組を進めていくことが必要です。県としても、特にNPO等と協働した取組は、必要だということで、そういった趣旨の内容についても盛り込んでおります。

先ほど、課長からもお話ししましたが、今回の計画で山下委員が言われた、広く様々な主体と協働していくパートナーシップの視点ということが大事だということは、今の計画の、今日お諮りしている案を検討する上でも沢山出ましたし、やはり県がこういう方向に進んでいくんですよということを上意下達で温暖化対策を実施しようとしても、とても出来るものではないと考えております。

プロジェクト10にある「もったいない・あおもり県民運動」は、ただ単にリサイクルの推進ということだけではなくて、エネルギーのもったいないも含めて、広く県民の声を受け止め、また認識を共有して行動していく場として、新しくこのようなフィールドを設けていこうじゃないかと。そこから、こういう温暖化対策に向けた動きといったものを作り出していこうじゃないかという観点で位置付けをしております。

山下委員からのご指摘は、今後、この計画を推進していくにあたって、情報が一方通行にならないようにというご意見だと認識しておりますので、実際、温暖化対策を推進していく上で、やはりきちんとした情報を県としても出していき、かつ、県民と一緒に取組んでいこうじゃないかという趣旨で計画案を作っておりますので、今後の取組みも含めての計画だということをご理解をいただければと思います。

(藤田会長)

よろしいですか。

それでは、この件につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

この計画を進めるにあたってはご意見を踏まえて、一方通行にならないように情報公開をしつつ、実施していただきたいと思います。

それでは、続きまして、二つ目の諮問案件である第2次青森県循環型社会形成推進計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4をご覧ください。

資料3の推進計画本体では、85ページの6行目をご覧ください。

針生委員から、「リターナブル容器(一升びんやビールびんなど、洗浄して繰り返し利用できる容器)を利用します。」という文言について、「一升びん」という記載では若い人は分かり難いというご意見がありましたので、ご意見の趣旨を踏まえて、リターナブル容器の説明として、「一升びん」を「酒びん」に修正して対応したいと思います。

以上でございます。

(藤田会長)

今の県からの回答を含めまして、そのほか、何かご意見がありましたよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それではご意見もないようですので、これで諮問案件2については質疑を終わらせていただきます。

それでは、第2次青森県循環型社会形成推進計画は、原案どおりということで行きたいと思っております。

それでは、続きまして諮問案件3の平成23年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)についてお願いいたします。

(北沢課長)

説明させていただきます。

まず、最初にこの計画を策定する趣旨、目的等について簡単に触れておきたいと思っております。

県では、水質の汚濁の防止を図り、もって県民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的といたしまして、水質汚濁防止法第16条の規定に基づいて、毎年度、この公共用水域と、この後ご審議いただく案件になっています地下水の水質の測定に関する計画を策定しているものでございます。

そして、これらの計画に基づいて国土交通省、県、青森市、八戸市の各機関が水質の測定を実施して、県内の水質汚濁の状況を常時監視しているという、仕組みになっております。

ということをまずご理解いただいた上で、説明に入りたいと思います。

資料5から7までが関係資料になります。

資料5が平成23年度の測定計画(案)の本体です。資料6が平成21年度の公共用水域の水質の状況。そして資料7が測定計画(案)の説明資料となります。説明の順番といたしましては、まず資料6で平成21年度の水質測定結果の状況についてご報告した後で、資料7により測定計画の説明をさせていただきます。

それでは資料6の1ページをご覧ください。

最初に1番、県内の公共用水域の概況でございますが、平成21年度の水質測定の結果につきましては、総体的に見て概ね良好な状況にあり、近年、ほぼ横ばいで推移しております。

次に2番、人の健康の保護に関する環境基準の達成状況でございますが、カドミウムなどのいわゆる健康項目について46河川、5湖沼、3海域において、延べ2,223項目の測定を行いました結果、むつ市大畑町にある正津川で昨年度に引き続きヒ素が環境基準を超過しておりました。

この原因につきましては、ヒ素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものであると考えられております。

なお、近年、正津川におけるヒ素以外には環境基準の超過は見られておりませんで、3ページの図1にございますとおり、環境基準の達成率は99%から100%の間で推移しております。

次に生活環境の保全に関する環境基準の達成状況でございますが、BODなどのいわゆる生活環境項目につきましては63河川、7湖沼、8海域において、延べ8,009項目の測定を行いました結果、環境基準の水域類型指定がなされております87水域のうち、82水域で環境基準を達成しており、達成率は全体で94.3%となっております。

また、3ページの図2から4にございますとおり、水域別に見ても近年ほぼ横ばいの状況にございます。

次に、水域別の環境基準の達成状況につきましては、2ページの表1に一覧にしておりますが、一番右側の全国の21年度達成率が全体で87.6%となっているのに対しまして、右から3列目の本県の達成率は94.3%ということで、全国より高くなっているというのがお分かりいただけるとと思います。

その下の表2には、環境基準を達成出来なかった水域が記載されておりますが、河川では岩木川上流と山田川の2水域、湖沼では十和田湖と小川原湖の2水域、海域では日本海岸地先海域の1水域の計5水域で基準を達成出来ませんでした。

これらの水域において環境基準を達成出来なかった原因につきましては、委員からのご質問もございますので、後ほど、説明させていただきます。

いずれの水域につきましても、引き続き監視を継続していくとともに、国や市町村などとの関係機関と連携しながら、生活排水対策の普及啓発や事業場排水に対する監視指導等、

水質改善に向けた取組みを今後さらに進めて参りたいと考えております。

次の「４．要監視項目の水質測定結果」でございますが、平成 21 年度はジクロロボス、フェノカルブ、EPN、これらいずれも農薬に使われておりますが、この 3 項目につきまして 19 河川において延べ 43 項目の測定を行いました、全ての地点で検出されませんでした。

平成 21 年度の公共用水域の水質の状況については、以上のような状況でございます。

続きまして、今度は資料 7 の説明資料に基づきまして平成 23 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）についてご説明申し上げます。

まず 1 ページをご覧ください。

趣旨については、冒頭で申し上げたとおりでございます。

次に「２．測定計画作成に係る考え方」でございますが、まず、この測定計画の策定にあたりましては、公共用水域における水質の汚濁状況等を適切に監視するため、環境省から示された処理基準に基づいて、これまでの測定結果や利水状況等を勘案して、引き続き適正な監視水準が確保されるよう留意しながら作成させていただいております。

また、作成にあたりましては、国土交通省、青森市、八戸市から事前に計画案をいただきまして、これを踏まえたと取りまとめさせていただいております。

次に「３．平成 23 年度計画（案）の概要」でございますが、（１）の測定項目等については、平成 23 年度は前年度と同様 78 水域、195 地点において測定を行いまして、延べで 11,485 項目の測定を行うこととしております。

これにつきましては、表 1 で水域別、測定主体別に延べ測定項目数の内訳を記載しておりますので、参考までにご覧いただければと思います。

次のページに参りまして、（２）前年度計画との主な変更点でございますが、表 2 で測定項目別に前年度との延べ測定項目数の比較をしております。また、前年度との主な変更点等について、以下の から までに記載しておりますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

と につきましては、毎年度計画的に変更しているものでございまして、 については、A 群、B 群ということで 2 群に分けてローテーションを組んでいます。そのローテーションによる変更でございます。

につきましては、要監視項目の中から 2 項目をローリングにより選定して調査を行ってきた中での変更でございます。23 年度はプロピザミド及びイプロベンホスを測定することとしております。なお、国土交通省では、これまでの測定結果、10 年継続して検出されないということを踏まえまして、EPN、有機リン系の殺虫剤でございますが、これの測定を廃止することとしております。

3 ページに参りまして、 のアルキル水銀の取扱いでございますが、前年度まではアルキル水銀の測定回数を計画に計上させていただいておりましたが、実際には、総水銀が検出された場合にのみ、その内訳としてアルキル水銀を測定することとしており、最初から

アルキル水銀を測定しているわけではありません。

そこで、今回からはアルキル水銀の測定回数を計画には計上しない取扱いといたしました。したがって、計画上は測定回数から除外いたしますが、実質的な測定の変更ということではございません。

次に の国土交通省が所管する岩木川等4河川についてでございますが、より効果的、効率的に測定を実施するために基準点における生活環境項目の測定回数を見直すとともに、これまでの測定結果等を踏まえて、健康項目の測定回数の見直しを行っております。

次に の国土交通省が所管する岩木川及び馬淵川についてですが、全窒素及び全燐の測定回数と関連する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、リン酸性リンの測定回数の整合性を図るために関連項目について測定回数の見直しを行っております。

次に の国土交通省が所管する馬淵川についてですが、補助点の大橋の下流には、利水施設が特にございませんので、有機塩素化合物等の測定地点を上流の尻内橋に変更しております。

次に の七戸川上野の基準点についてでございますが、これまで国土交通省が測定を行っていましたが、23年度からは県が行うことといたしまして、それと同時にこれまでの測定結果を踏まえて生活環境項目や健康項目の測定回数の見直しを行っております。

次に の国土交通省が所管する浅瀬石川ダム貯水池のダムサイトについてでございますが、これまでの測定結果を踏まえまして、健康項目の測定回数を見直すとともに、 の岩木川と同様に全窒素及び全燐の関連項目の測定回数の見直しを行っております。

また、補助点の一の渡橋につきまして、ダムサイトの測定回数と整合性を図るために、測定回数の見直しを行っております。

次に の国土交通省が所管する小川原湖についてでございますが、これまでの測定結果を踏まえまして、環境基準点におけるPCBの測定回数を見直すとともに、フッ素及びホウ素の測定を廃止いたしました。

それから、次のページになりますが、 につきまして補助点における全亜鉛の測定回数の見直しも行っております。

最後に の八戸市が所管する八戸前面海域の基準点についてでございますが、これについては表4をご覧ください。9番と13番の北沼前面の基準点につきまして、公有水面埋立事業に伴い、それぞれ護岸が250mほど接近、または接近する予定となっております。

このために、環境基準点として適切でなくなる恐れがございましたので、9番の北沼前面については約250m、13番の北沼前面については500m、それぞれ現在の位置から沖合いに移動させることにいたしました。

また、2番の第一工業港、6番の第三工業港、10番の北沼前面につきましては、実際の測地地点の位置と緯度経度の数値が異なっているということが判明いたしましたので、表の右側にございますとおり、今回、緯度経度を修正いたしました。

これらにつきましては、後ほど、委員からの質問にもございますので、その中でさらに

詳しく説明させていただきます。

以上、10点が前年度計画との主な変更点でございます。

平成23年度公共用水域の水質の測定に関する計画につきましての説明は以上のとおりでございますが、事前に委員の皆様へ送付させていただいた際に幾つかご質問等をいただいておりますので、引き続き説明をさせていただきます。

まず、資料5-2をご覧ください。

これは、資料5の計画(案)に対するご意見になりますので、併せて資料5もご覧ください。

1番でございますが、これは島口委員から、計画本体の4ページから16ページにございます表の各調査項目ごとの測定頻度についてのご質問でございます。

内容につきましては、「表中の数字の見方が分かりません。総測定日数と総測定回数が一致しているのは分かりますが、各項目、各調査項目でそれより小さい数字がついている場合は、どのような頻度でその項目を測定するのでしょうか。例えば、1ページの4にあるような測定法に従ってのことだと思いますが、簡単に説明をお願いします。」というご質問でございます。

これにつきましては、まず、右側の回答の一段目に記述がございますとおり、公共用水域の常時監視に係る測定につきましては、そこに掲げております国の定める処理基準に基づいて実施することとされております。

この処理基準では、効率化を図るため長年検出されていない調査項目等について測定頻度を絞り込むことが出来ることとされておまして、そのために総測定回数よりもそれぞれの各調査項目の測定回数が少ないといったものが出ております。

なお、これらの項目につきましては、例えば、総測定日数及びその総測定回数が4で、5月、8月、11月、2月に各1日ずつ採水測定するといったケースの場合、表中の各調査項目の数字が2ということであれば8月と2月に、1であれば、例えば8月に測定するといった形で測定することになります。

計画本体につきましては以上でございます。

次に資料6-2でございますが、これは、資料6の公共用水域の水質の状況に関するご質問でございます。

1番目は、島口委員から、資料6の2ページ目の表2に関するご質問です。内容は、「環境基準非達成水域について、数値は悪化の傾向なののでしょうか。あるいは横ばいの状況なののでしょうか。また、その原因は何だと考えられているのでしょうか。中には18年度から基準を満たしていない基準点もありますが、改善のために何か行っているのでしょうか。」というご質問でございました。

右側の答えでございますが、まず、1番の岩木川上流につきましては、平成21年度の乾橋地点におけるBOD75%値は、2.1mg/Lでございますが、環境基準値である環境基準値の2mg/L、これは河川A類型のものでございますが、これを僅かに超過いたしました。

ただし、近年、特にこの水質の悪化傾向が認められているというようなものではございません。国土交通省の東北地方整備局青森河川国道事務所によりますと、主な原因といたしましては、流域から流入する生活排水や事業所排水の影響が考えられるということでございますが、平成 16 年度以降は継続して環境基準を達成していること。それから、同地点の上流の鶴寿橋、それから同地点下流の三好橋では、環境基準値以下であるということ。それから、同地点近くで新たに立地した大きな汚濁負荷発生源もないというようなことから、汚濁負荷量が大きく増加して水質が悪化したものではないと考えているとのことでございます。

次に 2 番の山田川につきましては、平成 21 年度の車力橋地点における BOD75%値は、3.6mg / L でございまして、環境基準である 2 mg / L を超過しておりますが、これも近年水質の悪化傾向が特に認められているといったものではございません。

主な原因といたしましては、流域から流入する生活排水や農地等の面源からの汚濁負荷の影響が考えられております。

この水質改善の取組といたしましては、まず生活排水対策の普及・啓発、事業所排水に対する監視・指導、下水道、農業・漁業集落排水処理施設の整備及び接続率の向上、それから合併処理浄化槽の整備促進などについて、県の関係機関や市町村と連携しながら取組を推進しているところでございます。

次のページに参りまして、3 番、十和田湖につきましては、十和田湖の平成 21 年度の中央地点における COD75%値は 1.3mg / L、子ノ口地点における COD75%値は 1.2mg / L でございまして、最も厳しい環境基準値の湖沼 AA 類型に分類され、環境基準値 1 mg / L を超過しておりますが、近年、水質の悪化傾向が認められているものではございません。

原因といたしましては、湖内の生態系の変化ですとか、降雨や流入河川等からの自然的負荷などが複合的に影響しているものと考えられております。

水質改善のための取組といたしましては、平成 13 年 8 月に青森・秋田両県で策定いたしました十和田湖水質・生態系改善行動指針に基づきまして、下水道接続率の向上等による流入汚濁負荷量の削減、ヒメマス資源の適正管理等による水産資源の管理、湖内水位変動への配慮等による沿岸域の保全と管理、水質調査等によるモニタリングの実施、十和田湖環境保全会議の開催等による環境保全意識の向上等について、国、本県及び秋田県の関係機関や地域住民、事業者等と連携しながら取組を推進しているところでございます。

なお、十和田湖の水が入れ替わるには、10 数年の期間を要するとされておりまして、現在実施されている取組の成果につきましては、長い目で見ていただく必要があると考えております。

また、十和田湖の水質につきましては、全国的に見れば、かなり良好なレベルでございまして、平成 21 年度の測定結果では、類型指定されている全国の 184 湖沼の中で 14 番目にきれいな湖沼となっておりますことを付け加えさせていただきます。

次に、小川原湖につきましては、平成 21 年度の小川原湖総合観測所地点における

COD75%値は 5.1mg/L、それから G の中央地点における COD75 値は 8.5mg/L、C の姉沼川前面地域における COD75 値は 4.3mg/L でございまして、環境基準値である 3 mg/L を超過しております。

特に G 中央のポイントでは、近年、急速に水質が悪化しておりまして、環境基準を大きく超過しているといった状況にあります。

国土交通省によりますと、流域から流入する生活排水や事業所排水などの汚濁負荷のほか、湖内へ侵入する海水量の増加や底質からの栄養塩の溶出などにより、湖内の窒素やリンの濃度が上昇しているということが原因であると考えられるということでございます。

水質改善の取組といたしまして、国土交通省高瀬川河川事務所では、小川原湖の適正な水環境管理を行うために、平成 20 年度から、同湖の水質改善を目的とした小川原湖水環境整備事業に着手しておりまして、今年度は、植生による浄化や炭素繊維による浄化について試験施工等を実施しているということでございます。

また、県といたしましても、汚濁負荷量を削減するために、これは山田川と同様に生活排水対策等を国や県の機関等々と連携しながら取組を推進しているところでございます。

最後に 5 番目、日本海岸地先海域につきましては、平成 21 年度の十三湖 1 km 沖地点における COD75%値は 2.3mg/L でございまして、環境基準である 2 mg/L を超過しておりますが、これも近年水質の悪化傾向が特に認められているという傾向にはございません。

原因といたしましては、主に山田川などの河川を介した生活排水等の流入が影響しているものと考えられております。そのために、水質改善の取組といたしまして、これも山田川と同様、生活排水対策の普及・啓発等の取組を行っております。

次に、資料 7 - 2 をご覧ください。

これは、計画（案）の説明資料に対するご質問でございますが、福士委員から 3 点ほどいただいております。

まず 1 つ目、資料 7 の 4 ページの 10 番の項目に八戸前面海域における環境基準点の移動について記述がございまして、これについてご質問をいただいております。

内容は、「公有水面埋立事業が実施される海域には、付近の事業所、これは三菱製紙でございまして、ここから排水が放流されているが、埋立により同社の排水口は何mほど沖合いに延長されるのか。」というご質問でございます。

これにつきましては、図面で見えていただいた方が分かりやすいと思いますので、2 ページ目、3 ページ目の別図 1 と別図 2 をご覧ください。

別図 1 の左側に黒く塗りつぶした部分、これが海岸を埋立した部分でございまして、これに伴って形状、海岸の形状の変更がございまして、別図 2 は、それを拡大したものでございます。別図 2 を見ますと、より分かりやすいと思いますが、手前に三菱製紙の排水口がございまして、これ自体の位置は変わりございません。

逆にその先の海岸を埋立したことによって、水路状の細長い海域が出来たということでございまして、先の幅 25m、長さが 600m の部分は公共用水域になるということでござい

ます。

それから、2番目、これも関連する質問になりますが、「護岸から測定地点までの距離について、何かそれを決めるルールがあるのか説明願いたい。」というご質問でございます。

まず、海域の測定地点につきましては、国の基準、それから水質調査方法によって、水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるように選定することとされておりまして、護岸から測定地点までの距離等、具体的なルールについては、詳細に定められているわけではございませんが、こういった考え方に基きまして、護岸から排出される排水等が十分に拡散混合されて、水域の汚濁状況を総合的に把握できるというふうにご考えられる位置まで移動させたというのが、私共の考え方でございます。

次に3番目、同じく4ページの環境基準点の緯度経度の修正についての質問でございます。「緯度経度を3地点で修正する理由について伺いたい。」ということでございますが、ご指摘のありました部分、2番の第一工業港、6番の第三工業港、それから10番の北沼前面の3地点につきましては、ただ今説明いたしました9番の北沼前面、13番の北沼前面のように、現在、測定地点の位置を移動させるということが修正した目的ではございません。

これにつきましては、これまで測定計画の経緯度表に記載されていた数値が本来の測定地点の位置と整合性が取れていなかったということで修正するものでございます。

具体的に申し上げますと、経緯度表の表記については測り方が2種類あり、日本測地系から世界測地系に変更した際に何らかの理由で数値を誤って記載してしまったものを、今回、実際と数字が違うということで修正させていただいたということでございます。

以上、ご質問とその回答でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、ご意見等をお願いいたします。

特にご質問された方、どうでしょうか。何でも結構ですが。

はい、どうぞ。

(針生委員)

十和田湖の水質の問題ですが、そんなには変わっていないと思うんですが、下水道の普及率が何%ぐらいになったのかと。

それからもう1つ危惧することは、私の記憶するところによりますと、宇樽部のキャンプ場ですが、今は十和田市が管理しているのではないかと思うんですが、昭和の45年か50年頃にお邪魔したら、キャンプ場で処理した排水が湖に垂れ流しの状況にありましたので、それに関係して改善されたのかどうか。これは後でも結構ですから、多分、直っていると思うんですけども。その点はちょっと危惧しております。

それから、十和田湖の場合は、水質だけでなく、いわゆる浮遊するゴミが非常に多くございまして、ヒメマス漁の漁協の方が年に1回ぐらい漁船を出して回収しているんですが、湖岸に打ち寄せるゴミの回収は、非常に困難なものがあります。特に、いわゆる草木が繁茂している中での回収はかなり困難な状況になります。このように水質のみならず、景観上の問題とか、ゴミの問題が十和田湖にはあると私共は考えていることを伝えておきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(藤田会長)

公共下水道の接続率や宇樽部キャンプ場の排水はどう処理されているか、分かりましたらお願いいたします。

(北沢課長)

下水道の普及率につきましては、申し訳ございませんが、手元に資料がないのですが、私共の記憶ですと、青森県側は90%を超えております。加入していない所は、老人の独居世帯などですが、接続率を高めるための対策を今後とも進めて参りたいと考えています。

(藤田会長)

それから、宇樽部の件は分かりますか。

(事務局)

キャンプ場の状況につきましては、恐縮でございますが、私共もそこまでの現況は把握しておりませんでした。

後で調べて今後の参考にさせていただきたいと思います。

(藤田会長)

よろしいですか。

はい、どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

岩木川の上流、目屋ダムに流れ込む湯ノ沢の話でございます。観測地点になっておりますけども、その上流には、人は住んでおりません。畑もあります。そういう意味では、非常に良い環境だと思うんです。ただ、奥に廃止鉱山である尾太鉱山があります。時々という言葉が悪いんですが、パイプがずれたとかで事故と申しますか、そういうようなものがニュースで聞こえたりしますが、その場合は、測定回数が、あそこの鉱山は鉛垂鉛の所なんですけども2回とかになっておりますが、臨時的に測定を行うものなのでしょうか。

(北沢課長)

尾太鉦山の跡地では、管理はしているものの、豪雨があった時など事故が起こることが確かに何回か起こっております。

そういう時に私共は、担当の者が出向きまして、水質に影響がないか、環境に影響がないかということは、その都度、測定しており、何かあればすぐに伝えられるような体制というのは取っております。

現状はそういうような状況でございます。

(藤田会長)

よろしいでしょうか。

ほかに、どなたかご意見等ありましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

(進藤委員)

小川原湖の水質の悪化のことですが、国土交通省高瀬川河川事務所が管轄ということで、行政的に違うかもしれませんが、多分、小川原湖自体の問題だけではなくて、流入河川の問題が大きいと思われるんですが、流入河川に対しての対策というのは、どういうふうに考えられているのか教えていただきたいと思います。

(工藤環境政策課環境保全グループマネージャー)

環境保全グループマネージャーの工藤と申します。

小川原湖への流入河川は、幾つかありますが、水質については、横ばいか良くなっているという状況です。

先程の説明資料にもありましたが、国交省の調べでは、小川原湖自体に海水が入ってきて湖内の塩水面が上がったため、水質の悪化が生じているのではないかとのことです。

よって、流入河川は、特段悪くなっているという状況ではございません。

以上です。

(藤田会長)

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

(山下委員)

質問というよりは意見なんですが。

水質の問題について、いつも出てくる悪い場所というのが、今回も全部同じように出て

きていて、そして、特に、私の印象では岩木川の乾橋と山田川、そして県内で一番よく出てくるのが小川原湖ということで、これはもうずっと前から、私、青森に来て17年になりますが、来た時からずっと言われております。

今日の回答などを見ていても、測定はすべきですが、原因究明について、どうしてもぼかしてしまうというか、さらに言えば、はっきりよく分からないということです。原因の究明が、何十年も放置されてきて、測定だけ続けているというのは、いかななものかと感じるところです。

特に、津軽ダムが出来て、そのことによって、おそらく山田川あたりは水質が良くなるんだらうと思うんですが、逆に言えば、ダムが出来る前にある程度もう少ししっかり、本当は原因究明とか、どういうことが起こっているのかということについて、現状把握は必要なのかなということを非常に強く感じていましたので、何となくこのまま津軽ダムが出来て、水質が良くなってということになるのか。実は、津軽ダムが出来たけども、結局変わらなかったということになるのか。何か心配というか、非常に気になりましたので、もう少し原因究明まで遡るような形での調査が必要なのではないかと。これは意見です。

以上です。

(藤田会長)

ほかにございませんでしょうか。

今の話は今後に役立てていくということでお願います。

それでは、これをもちまして諮問案件3の公共用水域の水質の測定に関する計画は、原案どおりということでお認めいただけますでしょうか。

それでは、最後の案件に移らせていただきます。

最後は、地下水の水質の測定に関する計画でございます。事務局、よろしくお願います。

(北沢課長)

それでは、平成23年度地下水の水質の測定に関する計画(案)についてでございます。

これも、河川と同様、資料9の地下水の水質の状況によりまして、22年度の測定結果の概要をご報告した後に、資料10の説明資料で計画(案)についてご説明申し上げたいと思います。

それでは、最初に資料9の1ページをご覧ください。

1番目にございますとおり、地下水の水質監視につきましては、地下水の汚染の状況を把握するために平成元年度から県内全域を対象に継続的に実施しているものでございます。

次に2番の平成22年度までの調査実施状況でございますが、県内全市町村を対象に概況調査を行っておりまして、これまで延べ1,277本の井戸について実施して参りました。

概況調査において、環境基準項目が検出された井戸につきましては、更に汚染井戸周辺

地区調査というものを行いまして、汚染範囲を確認した後で定点を設けて経年変化を把握することといたしまして、継続監視調査というものを実施しております。

各年度の調査の実施状況につきましては、表の1に記載しているとおりでございます。

次に2ページに参りまして、3番の平成22年度の調査結果の速報値でございます。

まず(1)概況調査の結果でございますが、8市4町の19本の井戸について調査を実施しており、表2の方に検出状況を示しております。鉛、ヒ素については検出されたもの全て、それから硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素につきましては、環境基準値の8割を超えて検出されたものについて記載しております。

ご覧のとおり、鉛が1本の井戸から、ヒ素が3本の井戸から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本の井戸から、それからフッ素が1本の井戸から、それぞれ検出されておりますが、環境基準値を超えて検出された井戸はございませんでした。

次に(2)汚染井戸周辺地区調査の結果でございますが、8市1町の18地区、79本の井戸について調査しており、表3の方に検出状況を示しております。環境基準項目が検出された井戸は、鉛が27本、ヒ素が19本、テトラクロロエチレンが1本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が27本、フッ素が7本、ホウ素が5本というふうになっておりまして、このうち、環境基準値を超えて検出された井戸は、ヒ素が5本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7本、フッ素5本、ホウ素3本となっております。

次に3ページをご覧ください。

(3)継続監視調査の結果でございますが、8市8町の60地区、102本の井戸について調査しましたところ、環境基準項目が検出された井戸は94本で、うち48本の井戸で環境基準値を超過してございました。環境基準値を超過した井戸のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素を除いた環境項目について経年変化を示したグラフを4ページから5ページに載せております。

4ページ、1番の弘前市大久保地区につきましては、前年度に引き続きヒ素が環境基準値を超過しており、近年、同じようなレベルで推移しております。

2番目の八戸市尻内地区につきましては、環境基準値を超過した項目はございませんでしたが、1,2-ジクロロエタン及びテトラクロロエチレンが昨年度に引き続き検出されております。

3番目の八戸市城下地区につきましては、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンが昨年度に引き続き環境基準値を超過してございました。

また、平成21年11月に新たに環境基準値が設定されまして、今年度から本県でも調査項目に追加いたしました塩化ビニルモノマーは、まだ単年度なので線になっておりませんが、×印のポイントでございます。これにつきましても環境基準値を超過しております。

4番目の黒石市一番町の地区につきましては、ベンゼンは引き続き不検出で、1,1,2-トリクロロエタンは昨年度に引き続き基準値を下回りましたが、検出はされているといった状況でございます。

5番目の三沢市幸町地区につきましては、引き続き四塩化炭素が環境基準値を超過しており、近年、ほぼ同レベルで推移しております。

なお、これらの項目につきましては、今後も引き続き監視調査を行って参ります。

以上、地下水の水質状況の概況でございました。

引き続きまして、平成23年度地下水の水質の測定に関する計画（案）でございますが、資料10の説明資料をご覧ください。

まず1ページ目の2、測定計画作成に係る考え方でございますが、計画案の策定にあたりましては、中核市の青森市、特例市の八戸市の計画につきましても、県と一緒に取りまとめまして、その上で国の処理基準に基づき策定しております。

次に3番、平成23年度計画（案）の概要でございます。

表1に示しておりますとおり、平成23年度は合計で195地点での調査を予定しております。

まず、(1)の概況調査でございますが、これは、全市町村を対象に調査を実施しておりまして、表2にございますとおり、県内を6ブロックに分けた上で各ブロックから調査地点を選定しております。平成23年度は、3市7町2村における19本の井戸について調査をいたします。

また、測定項目につきましては、これまでどおり環境基準項目の全項目としております。

次に2ページの(2)汚染井戸周辺地区調査についてですが、平成23年度は5市1町の9地区、64本の井戸について調査を行うこととしております。

調査項目につきましては、前段階になります概況調査等において検出された項目となりますが、そこに記載しておりますとおり、八戸市根城地区では鉛、おいらせ町向山地区ではヒ素、弘前市和徳地区ではベンゼン、おいらせ町等では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、つがる市朝日地区ではフッ素、以上を測定対象としたいと思っております。

次に(3)の継続監視調査でございますが、これにつきましては、周辺地区調査の結果等を踏まえまして、10市8町の62地区、112本の井戸について調査を行うこととしております。

平成22年度と比べて変更された調査地点及びその理由につきましては、丸印で記載されているとおりでございますが、汚染井戸周辺地区調査によりまして、鉛、ヒ素などが検出された地区、それから、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素が環境基準値の8割を超えて検出された地区、合計15地区を新たに継続監視調査の対象といたします。

また、3年連続で環境基準の概ね9割を超えないことが確認された地区と、自然由来による汚染と判断される地区、合計7地区につきましては、調査を終了することとしております。

測定項目につきましては、3ページにまとめて示しておりますが、地区別の内容は4ページの表4のとおりとなっております。

平成23年度地下水の水質測定計画（案）の説明については、以上でございます。

なお、当計画案につきましても、委員の皆様事前に送付してご質問等ないか照会させていただいておりましたが、ご質問等は出ておりませんでしたので、併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からのご説明に対して、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がないようですので、原案が適当であると認めてその旨、答申したいと思います。

それでは、ご意見もございましたが、原案どおり4件とも認めるということで、この審議を終えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、10分間の休憩を取り、3時45分に再開したいと思います。

休憩いたします。

(休憩後)

それでは、これで答申したいと思います。

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について答申

平成23年2月15日付け青環第1627号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、この旨答申します。

記1．青森県地球温暖化対策推進計画(案)について。

2．第2次青森県循環型社会形成推進計画(案)について

3．平成23年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について

4．平成23年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について

以上です。

以上で諮問案件についての審議を終了します。

続きまして、報告案件でございます。青森・岩手県境不法投棄事案について、報告を受けたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

(山田県境再生対策室環境再生調整監)

県境再生対策室の山田と申します。

私からは、青森・岩手県境不法投棄事案についての進捗状況等をご報告いたしますが、今回、委員の改選によりまして、県境不法投棄事案につきましては、初めての方もおられると思いますので、簡単に現場の説明をしたいと思います。

お手元にパンフレットが配付されていると思います。

まず、このパンフレットを1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。現場の位置ですが、馬淵川の上流域に位置します田子町、本県側は田子町で岩手県側は二戸市になります。

1ページの真ん中に写真が載っていますが、これは平成12年10月に上空から撮った写真です。発覚した当時の写真ですが、こういう状態でゴミが捨てられていたと。上から見ているので、立体的でないの分かりづらいんですが、全面がゴミという感じです。

次に、どういうゴミが捨てられていたかということで2ページをご覧ください。ゴミの層、堆肥様物、焼却灰、汚泥、RDF様物、こういうゴミが捨てられておりました。

次に、ゴミの量につきましては、実は昨年8月にゴミの推計量について見直しをしております。その結果、ゴミの量としては、推計量ですが、124万5千トンということで現在推計しております。

現場には様々なゴミが捨てられていますが、一番問題なのは、1ページの下に(3)現場の状況がありますが、その黒丸の1つ目に、「現場全体が揮発性有機化合物、VOCと言っていますが、これによって汚染されていると。」このVOCというのは、発がん性の物質と言われています。そういうもので現場が汚染されているということでございます。

もう一度、表紙に戻っていただきたいんですが、表紙に写真が載っています。これが現場の写真です。ここは田子町から岩手県の浄法寺、高速八戸道の浄法寺インターがありますが、そちらに抜ける山を抜けていく県道沿いです。標高が約450mの山の中です。その表紙の写真の上が現場です。その現場の下にプールのようなものが2つありまして、建物がありますが、これは現場から出てくる汚染された水を処理する水処理施設でございます。

簡単ですが、現場の状況については以上のとおりでございます。

資料11の報告に戻ります。

資料11は、廃棄物の撤去実績ということで書いてあります。表の右から2つ目の欄ですが、平成22年度の撤去実績として19万6,750トン。これは、今年1月31日現在の22年度実績です。その右には累計がありますが、これはこれまで撤去した実績ということで、総量で73万2,655トンを撤去しております。

それから、右の下の棒グラフは、これまでの撤去量とこれからの撤去計画ということで書いております。

撤去計画としましては、25年度までということで書いてあります。これは、昨年8月に推計量の見直しをしまして、推計量が124万トンに増えたということで、当初は99万9千

トンの推計で、平成 24 年度までに撤去する予定でしたが、増えたということで 25 年度までに撤去するというので計画を立てております。

資料 11 につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

次に、資料 12 ですが、これは、環境モニタリング等調査結果ということでございます。先に図面の別図 1 を見ていただきたいと思います。

これは、現場が汚染されておりますので、現場周辺の河川とか、地下水に影響がないか。水質モニタリングということで周辺部のモニタリング地点を書いております。

この図面の真ん中の右下あたりに赤い点線で囲っている部分が、青森県側の現場です。その右側に、ちょっと薄いかもしれませんが、オレンジ色の点線で囲ってある部分が岩手県側の現場です。

現場周辺の河川とか地下水についてモニタリングしているのが、この赤い地点ということになります。

次に、別図 2 ですが、これは、現場の中での水質のモニタリングの位置を示しております。青森県側の現場は、側面を遮水壁という水を通さない壁で覆っています。そのことによって、周辺に汚染水が流れないようにしております。集めた汚染水は、先ほど説明しました水処理施設で処理しています。この図面では、左側に四角い池みたいなものがありますが、その位置に水処理施設があります。

それから、次のページ、別図の 3 をご覧ください。有害大気汚染物質モニタリング位置図ということですが、これは、先ほど御説明した VOC という物質で現場が汚染されておまして、それが揮発性のものですから、その揮発性のガスによって現場周辺に対する影響がないかということで、現場の境界線 3 か所で測っております。

それから、最後の図面、別図 4 ですが、これは、大気汚染物質、騒音振動についてのモニタリングの位置図です。これは、現場の廃棄物はトラックで搬出しておりますので、搬出車による大気汚染や騒音振動について 3 か所で計測しております。実際には、2 か所で比較対照のために関地区でも測っております。大体国道 104 号線、矢印がありますが、これに沿って測っております。

資料 12 に戻りますが、資料 12 の概略を申し上げますと、現場の中の水質については、ベンゼン、ホウ素、1,4-ジオキサンという物質について、現場内では汚染基準をオーバーしているということですが、現場周辺の河川や地下水については基準をクリアしております。それから、先ほどご説明した大気汚染物質や騒音振動についても環境基準をクリアしているという状況でございます。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、ご報告ですので、ご意見はよろしいですね。

それでは、これもちまして、本日の議事を終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

(司会)

藤田会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。  
閉会にあたりまして、環境生活部名古屋部長からご挨拶を申し上げます。

(名古屋部長)

本日は、委員の皆様には長時間にわたりまして熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

本日いただきました諮問案件等に対するご意見、ご提言につきましては、今後の本県の環境行政の充実に役立てて参りたいと考えております。

どうか委員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上もちまして、第13回青森県環境審議会を閉会いたします。  
本日は、誠にありがとうございました。